



# 鳥取県道路占用許可個別基準の一部改正について（通知）

技術基準の種類：例規

通知日：平成7年6月12日

道第125号  
平成7年6月12日

各土木事務所長殿

土木部長  
(公印省略)

## 鳥取県道路占用許可個別基準の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり一部改正することとしたので、その運用にあたっては注意してください。  
なお、一部改正の概要は下記のとおりです。

記

### 【一部改正の概要】

占用物件	改 正 概 要
上屋	バス停留所の上屋のほか、ベンチの上屋についても場合により占用を許可することとした。
ベンチ	占用許可基準の緩和
P H S 無線基地局	占用許可基準の新設
その他の管類 (かんがい用排水路、温泉給水管等)	温泉給水管について、材質が温泉用ビニルパイプのものも場合により占用を許可することとした。

### 【個別基準改正箇所】

#### 1 法第32条第1項第1号該当物件 (14) バス停留所

題名：(14) バス停留所及びベンチの上屋に変更

許可の方針：バスの停留所又はタクシー乗り場に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合等道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当と考えられる場合のみ認めるものとした。

占用の場所：次の場所を追加した。

3 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分

その他：占用主体は、路線バス事業者、地方公共団体及び商店会等適確な監理能力を有するものとした。

#### 2 法第32条第1項第1号該当物件 (16) ベンチ

許可の方針：歩行者天国等の交通規制がなされ、かつ、一時的に道路管理上及び交通安全上支障が少ないと認められる場合又はバス停留所、タクシー乗り場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなど道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合のみ認めることした。

占用の場所：次のとおりとした。

1 道路の法敷

2 設置後の幅員が2m以上確保できる歩道

3 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分

4 その他道路の利用状況を勘案し、道路監理上支障のない部分

その他：占用主体は、路線バス事業者、地方公共団体及び商店会等的確な監理能力を有するものとした。

- 3 法第32条第1項第1号該当物件（20）パーソナル・ハンディホン・システム（PHS）無線基地局  
基準新設
- 4 法第32条第1項第2号該当物件（5）その他の管類（かんがい用排水管、温泉給水管等）  
構造等：次の温泉給水管の項目を追加した。
- 5 温泉給水管については、温泉用ビニルパイプとすることができます。  
ただし、温泉給水専用に製造されたものであり、かつ相当強度を備えたもので、口径150mm以下のものに限る。また、その審査に当たっては、技術資料等により総合的に判断し、必要に応じて補強材の使用等の条件を付すこと。

（14）バス停留所及びベンチの上屋

許可の方針	バスの停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合等道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当と考えられる場合のみ認めるものである。
占用の場所	<p>1 道路の法敷</p> <p>2 幅員が原則として3m以上の歩道</p> <p>3 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分</p> <p>4 その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない部分</p> <p>5 支柱の位置は、原則として歩道部分に設置する場合には車道側、法敷に設置する場合には民地側に設けること。</p> <p>6 次に掲げる場合には設置を認めないこと</p> <p>(1) 信号機、道路標識及び道路の付属物の撃能を防げる恐れのある場所</p> <p>(2) 道路の屈曲部にあっては、道路構造令に定める視距を妨げる場所</p> <p>(3) 消防活動及び避難並びに緊急自動車の出入りの妨げとなる場所</p> <p>(4) その他、道路管理上又は交通安全上支障となる場所</p>
構造等	<p>1 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。</p> <p>2 支柱等の主要構造物は、鋼材類（鋼管、形鋼、角鋼等）であること。</p> <p>3 屋根は片流れとし、不燃材料又は防災処理をした天幕類を用いたものであること。なお、天幕類が取り外しできる構造であること。</p> <p>4 地震、風圧及び雪荷重に対し十分に安全な構造とし、雨水の処理を考慮したものであること。</p> <p>5 上屋の幅は、原則として2m以内であること。ただし、5m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場における上屋の幅の最大は、歩道幅員から3mを除いた幅とすることができます。</p> <p>6 上屋の長さは原則として12m以内とするが、利用者数等を考慮して必要最小限度であること。</p> <p>7 上屋の高さは2.5m以上3.5m以下であること。</p> <p>8 上屋は、公共歩廊その他建築物に接続させたものでないこと。また、上屋の構造の全部又は一部が他の建築物の構造と兼用するようなものでないこと。</p> <p>9 上屋の色彩は、原則として淡色とし、信号機及び道路標識の効用を妨げないものであること。</p> <p>10 上屋は、原則として壁面を有しないものとするが、風雪等のために特に壁面を設ける必要がある場合は、次に掲げる場合に限り設置を認めること。</p> <p>なお、壁面のうち背面については、歩道部車道側に設置する上屋の場合以外は、特に支障のない限り認めるものとする。</p> <p>(1) 壁面を設けるものについては、法敷等特に通行の支障とならない場所に設置する場合</p> <p>(2) 歩道上であっても植栽帯等の切れ間に設置し、側壁を設けても特に支障を生じない場合</p> <p>(3) ポックス型のものについては、歩道以外で法敷等交通に支障のない場合</p> <p>(4) 上屋設置後、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が2m以上確保できる場所 なお、未改築道路で歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が2m以上確保できないときは、占用を認めない。</p> <p>11 上記10により壁面を設ける場合において、その壁面は不燃材料（鉄鋼類、ポリエチレン系合成樹脂板、ステンレス、アルミ合金、ブロック等で耐久性（耐候性）を有する材料）を用いたものであること。</p> <p>また、壁面は上屋内の待合客等を容易に確認できるように上下部の一部を除いて透明な材料を使用したものであること。ただし、背面については特に必要でない場合はこの限りでない。</p> <p>12 上屋には広告物等の添加若しくは塗装又は装飾のための電気設備等の設置を認めないこと。ただし、照明施設及び時刻表等の掲示ができる構造となっている場合の時刻表及び運行経路図等はこの限りでない。この場合において、電気施設等のための電力引込線は、原則として地下埋設によること。</p>

## 【標準図】

図1 幅員3m~5mの歩道部分に設ける場合

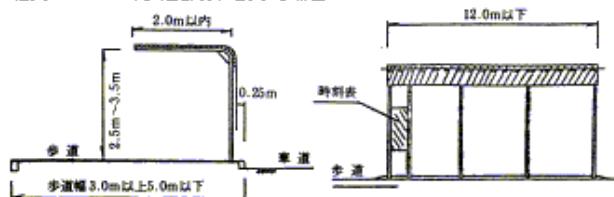


図2 幅員5m以上の歩道部分に設ける場合

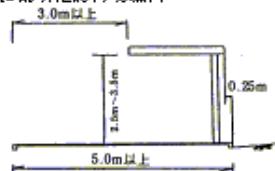
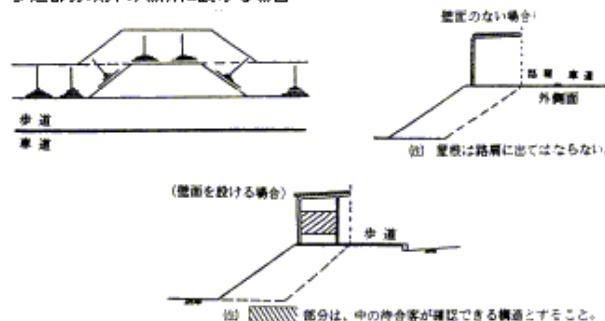
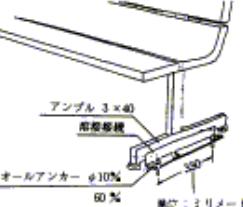
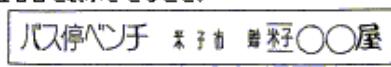
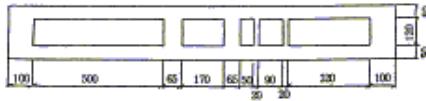


図3 歩道部分以外の場所に設ける場合



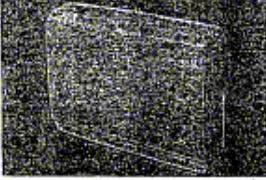
その他の	<p>1 占用の主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められるものとする。</p> <p>2 上屋の設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めても差し支えない。</p> <p>3 上屋の管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。）については、次に掲げる事項を記載した管理規程等を占用許可申請書に添付させ、その管理に万全を期すよう指導すること。</p> <p>(1) 上屋及びその周辺の清掃に関する事項</p> <p>(2) 上屋内の維持修繕及び改築に関する事項</p> <p>(3) 上屋に関連して発生した事故の損害賠償に関する事項</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>4 上屋の道路占用に関しては、道路交通法第77条以外に建築基準法第6条又は消防法第7条の規定が適用される場合があるので、事前にそれら関係機関と十分に連絡調整の上、適正な処理を図ること。</p>
参考	「バス停留所の上屋の道路占用の取扱いについて」(昭和52年12月27日付建設省道政発第72号道路局長通達)

(16) ベンチ

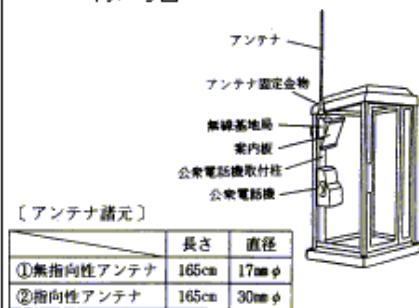
許可の方針	1 歩行者天国等の交通規制がなされ、かつ、一時的で道路管理上及び交通安全上支障が少ないと認められる場合又はバス停留所、タクシー乗場、高齢者等の交通弱者が多數利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなど道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合のみ認めること。
占用の場所	1 道路の法線 2 ベンチの設置後、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2m以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道にあっては3m以上）確保できる歩道。なお、未改築の道路で、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が2m（自転車歩行車道又は自転車歩行者専用道にあっては3m）確保できない場合は占用を認めない。 3 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合は、自動車の駐車の用に供されている以外の部分。 4 その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない部分。
構 造 等	1 ベンチの大きさ及び個数は、必要最小限であること。 2 相当強度の風雨若しくは地震に耐える堅固なもので、倒壊若しくは汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を及ぼす恐れのない構造であること。 (令第14条第1項第1号) 3 ベンチは移動しないよう路面に固定させたものであること。ただし、歩行者天国等における一時的なものである場合はこの限りでない。  <p>4 地色は、原則として淡色とし、美観を損なわないものであること。</p>
そ の 他	1 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであること。 2 ベンチには管理者名を表示せること。   <p>3 広告物の添加は原則として認めないが、やむを得ず寄贈者名を記入する場合は、単色（無彩色）で、その大きさは0.05m×0.12m以内とすること。 4 ベンチ設置に付随するゴミ箱は、原則として認めない。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めても差し支えない。 5 ベンチの管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む）については、次に掲げる事項を記載した管理規定等を占用許可申請書に添付させ、その管理に万全を期すよう指導すること。 (1) ベンチ及びその周辺の清掃に関する事項 (2) ベンチの維持修繕に関する事項 (3) ベンチに関して発生した事故の損害賠償に関する事項 (4) その他必要な事項</p>

許可期間	3年以内
参考	

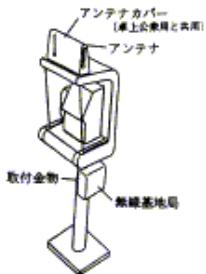
(20) パーソナル・ハンディホン・システム (PHS) 無線基地局

許可の方針	高い公共性が認められるため、法 33 条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用を認める。	
占用の場所	1 既存の電柱、電話柱、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物への添架を原則とすること。 2 基地局のための独自の電柱等の新設は認めないこと。 3 複数の事業者の基地局を同一の電柱に添架する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局を原則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合は、1柱につき1基地局とすること。	
構 造 等	1 相当強度の風雨又は地震等に耐える堅固な物で、倒壊又は落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。(令第 14 条第 1 項第 1 号) 2 基地局の大きさは概ね幅 40cm、高さ 25cm、奥行 16cm、重量 10kg程度とすること。(アンテナ部分を除く) 3 基地局は信号機、道路標識に類似した色彩とせず、周囲の環境と調和するものであること。 4 基地局は信号機、道路標識等の視距を妨げない構造であること。 5 基地局には、広告物の添乗及び塗装は認めないこと。	
その 他	1 占用許可申請書の添付書類については、典型的なものについては型式の記載のみにするなど適宜簡素化すること。 2 占用許可に当たっては、一般的な条件のほかに次の条件を加えること。 「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局が添架されている工作物につき改築、移転、除去、その他の措置を行う必要が生じた場合には、PHS の事業者自らの費用負担により基地局を改築、移転、除去、その他必要な措置をとらなければならない。」	
許 可 期 間	1年以内(当分の間適用するものとする) ただし、電線類地中化が予想される場合にあっては、その予定に応じ、適切な期間とすること。	
参 考		
	別添 1-1 無線基地局の外観 (アンテナ等は省略) 周波数：1.9GHz 带 出力：20mW 重量：5kg以下 大きさ：35×25×10cm程度 消費電力：13W以下	別添 1-2 無線基地局の外観 (配線等は省略) 尺寸：縦 200 mm × 横 400 mm × 奥行 160 mm 以下 重さ：10kg以下 消費電力：40W以下 送受信周波数：1.9GHz 带 送信電力：20mW 通話チャンネル数：最大 3
		

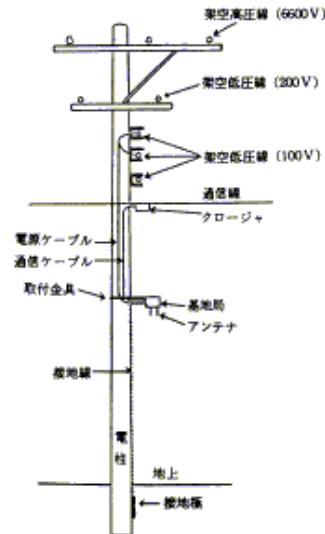
別添2 公衆電話ボックスへの基地局設置  
イメージ図



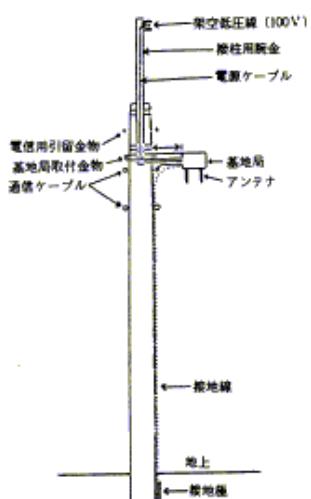
別添3 キャビネット型公衆電話への  
基地局設置イメージ図



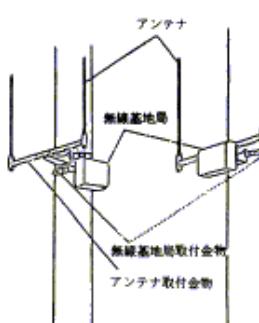
別添4-1 電柱への基地局設置  
イメージ図



別添4-2 電柱柱 (短尺柱)への基地局  
設置イメージ図 (架空低圧線を  
共架している場合)



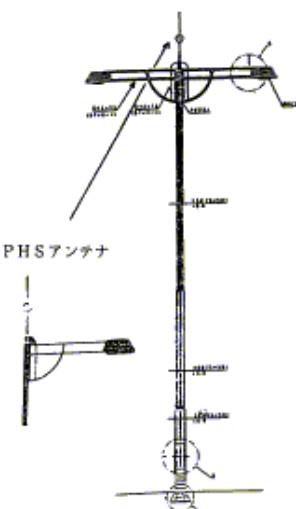
別添4-3 電柱柱 (短尺柱)への基地局  
設置イメージ図



[アンテナ諸元]

	長さ	直径
①無指向性アンテナ	85cm	17mm φ
②指向性アンテナ	85cm	30mm φ

別添5 街灯への基地局設置イメージ図



(5) その他の管類(かんがい用排水管、温泉給水管等)

許可の方針	道路管理上支障があるので、極力抑制すること。
占用の場所	<p>1 その他の管類(以下「管類」という。)を路面の地下に設ける場合は、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 路面をしばしば掘削することのないよう計画され、かつ、他の占用物件と錯そうするおそれのないものとすること。(令第10条第3項第1号)</p> <p>(2) 工事実施上又は保安上支障のない限り、他の占用物件に接近していること。(令第10条第3項第2号)</p> <p>(3) 地面又は地面にある他の占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。(令第10条第3項第3号)</p> <p>(4) 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所とすること。(令第11条第1項)</p> <p>(5) 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下に埋設すること(道路を横断して埋設する場合を除く。)。ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく(例えば、既に他の占用物件が埋設されている等歩道に余裕がない場合)、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分の地下に埋設すること。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p>

占用の場所	<p>(7) 管類の頂部と路面との距離は、1.2 メートル以上とすること。ただし、工事実施上やむを得ない場合(例えば、路床が岩盤等で復旧コンクリート等で防護措置を講ずる場合)にあっては、0.6 メートル以上とすることができます。</p> <p>(8) 道路の構断箇所は、最小限に止め、原則として道路に直角に設けること。</p> <p>2 管類を橋又は高架の道路上に取り付ける場合は、別に定める「鳥取県橋梁等添架基準」によること。</p> <p>3 管類をトンネルの上に設ける場合は、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所とすること。ただし、トンネルの上に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。(令第 12 案の③第 3 号)</p> <p>4 管類をトンネルの上の地下に設ける場合は、次に掲げる基準によること。ただし、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。(令第 12 案の③第 4 号)</p> <p>(1) 路面をしばしば掘削することのないよう計画され、かつ、他の占用物件と錯そうするおそれのないものとすること。(令第 10 案第 3 項第 1 号)</p> <p>(2) 工事実施上又は保安上支障のない限り、他の占用物件に近接していること。(令第 10 案第 3 項第 2 号)</p> <p>(3) 地面又は地面にある他の占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。(令第 10 案第 3 項第 3 号)</p> <p>5 管類を高架の道路の路面下の地下に設ける場合は、次に掲げる基準によること。ただし、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>(1) 路面をしばしば掘削することの無いよう計画され、かつ、他の占用物件と錯そうするおそれのないものとすること。(令第 10 案第 3 項第 1 号)</p> <p>(2) 工事実施上又は保安上支障のない限り、他の占用物件に接近していること。(令第 10 案第 3 項第 2 号)</p> <p>(3) 地面又は地面にある他の占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。(令第 10 案第 3 項第 3 号)</p> <p>6 地形の状況その他特別の理由がある場合は、道路の上空を構断して管類を設けることができる。この場合においては、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所には設置しないこと。(令第 10 案第 2 項)</p> <p>(2) 管類の最下部(防護構造物により管類を防護する場合にあっては、当該防護構造物の最下部)と路面との距離は、5 メートル以上とすること。</p> <p>(3) 信号機及び道路標識の効用を妨げない場所とすること。</p> <p>(4) 支柱及び基礎等地面に接して設ける部分は、路面外に設けること。</p> <p>(5) 原則として道路に直角に設けること。</p>
構造等	<p>1 管類を路面等の地下に設ける場合は、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。(令第 14 案第 2 項第 1 号)</p> <p>(2) 車道に埋設する場合は、道路の強度に影響を与えない構造とすること。(令第 14 案第 2 項第 2 号)</p> <p>(3) マンホールを車道に設ける場合は、轍部分を設けるものとし、破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。</p> <p>(4) マンホール蓋は、平板とし、路面と同一勾配であること。</p> <p>(5) 各戸への取付管の制水弁は、原則として民地に設けること。</p> <p>2 管類を橋又は高架の道路上に取り付ける場合は、別に定める「鳥取県橋梁等添架基準」によること。</p> <p>3 管類を道路の上空を構断して設ける場合は、相当強度の風雨又は地震等に耐える堅固なもので、倒壊又は落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。(令第 14 案第 1 項第 1 号)</p> <p>4 材質は、原則として鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管ヒューム管又は鉄筋コンクリート管とすること。ただし、水管を歩道、法敷又は路肩に設ける場合においては、鉛管とすることができます。</p>
構造等	5 温泉給水管については、温泉用ビニルパイプとすることができます。ただし、温泉給水専用に製造されたものであり、かつ相当強度を備えたもので、口径 150mm 以下のものに限る。また、その審査に当たっては、技術資料等により総合的に判断し、必要に応じて補強材の使用等の条件を付すこと
その他	管類を路面等の地下に埋設する場合の名称等の明示については、コード「水管(水道管、工業用水道管)」の項に準じて行うこと。
許可期間	3年間
参考	「土地改良事業等のためにする道路占用について」(昭和 30 年 9 月 5 日付建設省道群第 18 号建設省道路局路政課長回答)